

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

- 1 期 日 令和5年9月21日（木）
- 2 会 場 全員協議会室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
休憩 午前10時48分から午前10時52分
- 4 閉会時刻 午前11時36分
- 5 出席者
- | | | | |
|-----|------|------|-------|
| 委員長 | 松浦昌巳 | 副委員長 | 松本 均 |
| 委員 | 草賀章吉 | 委員 | 山本行男 |
| 〃 | 二村禮一 | 〃 | 窪野愛子 |
| 〃 | 寺田幸弘 | 〃 | 勝川志保子 |
| 〃 | 鈴木久裕 | 〃 | 富田まゆみ |
| 〃 | 藤原正光 | 〃 | 藤澤恭子 |
| 〃 | 嶺岡慎悟 | 〃 | 大井 正 |
| 〃 | 橋本勝弘 | 〃 | 安田 彰 |
| 〃 | 石川紀子 | 〃 | 山田浩司 |
| 〃 | 高橋篤仁 | 〃 | 鷺山記世 |
- 総務部長 大井敏行 企画政策部長 平松克純
協働環境部長 都築良樹
事務局出席者 議事調査係 平川 陽

6 審査事項

- 議案第99号 令和5年度掛川市一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第78号 令和5年度掛川市一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第79号 令和5年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第80号 令和5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第81号 令和5年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第82号 令和5年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第83号 令和5年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第88号 和解について
- 議案第95号 令和4年度掛川市水道事業会計剰余金の処分について
- 議案第96号 令和4年度掛川市公共下水道事業会計剰余金の処分について
- 議案第97号 令和4年度掛川市農業集落排水事業会計剰余金の処分について
- 議案第98号 令和4年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計剰余金の処分について
- 認 第 1号 令和4年度掛川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 2号 令和4年度掛川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 3号 令和4年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 4号 令和4年度掛川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 5号 令和4年度掛川市公共用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第 6号 令和4年度掛川駅周辺施設管理特別会計歳入歳出決算の認定について

認 第 7号	令和4年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認 第 8号	令和4年度上西郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認 第 9号	令和4年度桜木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認 第 10号	令和4年度東山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認 第 11号	令和4年度佐束財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認 第 12号	令和4年度倉真財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認 第 13号	令和4年度掛川市水道事業会計決算の認定について
認 第 14号	令和4年度掛川市簡易水道事業会計決算の認定について
認 第 15号	令和4年度掛川市公共下水道事業会計決算の認定について
認 第 16号	令和4年度掛川市農業集落排水事業会計決算の認定について
認 第 17号	令和4年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計決算の認定について
認 第 18号	令和4年度太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算の認定について

7 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和5年9月21日

市議会議長 山本裕三様

予算決算委員会委員長 松浦昌巳

議 事

午前9時30分 開議

○委員長（松浦昌巳） おはようございます。ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

当委員会に付託され、本日審査する議案は、議案第78号 令和 5年度掛川市一般会計補正予算についてをはじめ、29件であります。よろしく御審査をお願いいたします。

審査に入る前に、私から 3点御報告申し上げます。

発言の際には、挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れて、簡潔明瞭に発言するようお願いいたします。

また、議案に関係のない意見等は控えていただきますようお願いいたします。

また、議長から、議案第78号及び議案第99号の計数整理表の配付がありましたので、御報告いたします。

次に、傍聴の申出がありましたので、報告申し上げます。

それでは、審査に入ります。

議案第78号 令和 5年度掛川市一般会計補正予算についてを議題とします。

それでは、各分科会の審査報告を求めます。

初めに、総務分科会、藤原主査から報告をお願いいたします。

藤原主査。

○主査（藤原正光） 議案第78号について、総務分科会における審査の概要を報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、第 3条債務負担行為補正について、委員より、設計、施工、管理運営まで、年度別内訳の算定について質疑があり、当局より、算定上は、令和 6年度に設計・工事・工事監理で 1億 800万円ほどを見込んでおり、令和 7年度は、工事と工事監理で 1億 4,000万円ほど、令和 7年度から始まる管理運営業務は 5,260万円ほど、合わせて 1億 9,260万円ほどを見込んでいるとの答弁がありました。

委員より、債務負担行為期間の遊具の大規模改修等の管理について質疑があり、当局より、遊具は十七、八年たつので、今後、維持管理課を含めて、遊具の更新も含めて見直しをかけて計画していくとの答弁がありました。

第 2款総務費について、委員より、総合計画推進費の増額について、次期総合計画を令和 8年度からスタートさせ、改定が令和 6年度、 7年度に行われるのならば補正すべきではないのではとの質疑があり、当局より、しっかりとした将来推計をして計画策定に長い時間をかけて取り組むために補正予算をさせていただいたことと、学校再編に基づく学校の規模の設定や、こども基本法に

基づくこども基本計画の策定などにも反映させるために、前倒しして人口推計をすとの答弁がありました。

第12款公債費については質疑なく、以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、総合計画の中間の年で人口の推計なのかと違和感はあるが、学校再編なども含めれば精緻な推計をして再編計画を具体化する補正は妥当でないかとの意見が出され、他の委員より、同意見で、学校再編計画が 8月に策定されたが、人口の表記にあり得ない数字もあったため、いいことだと思う。子ども基本計画の話もあったので、ぜひ進めてほしい内容であるとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に分割送付されました議案第78号の原案は全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告とします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

次に、文教厚生分科会、寺田主査から報告をお願いいたします。

○主査（寺田幸弘） 議案第78号について、文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、歳出中、第 3款民生費について（こども政策課）、委員より、子ども・子育て会議運営費について国の指示で計画を策定していると思うが、全て一般財源となっている。国からの予算措置はなかったのかとの質疑があり、当局より、本年度はニーズ調査の計画策定を実施する。国へは申請をしたが掛川市は採択されなかったため、今年度は単費で調査を実施する。なお、県内では浜松市以外は採択されていないとの答弁がありました。

歳出中、第 4款衛生費について（健康医療課）、委員より、東京女子医科大学看護学部掛川キャンパス用地について、現在は健康医療課が所管だが、今後、利活用の検討により所管の変更も考えられる。いつまで健康医療課の所管なのかとの質疑があり、当局より、健康医療課は、この用地の登記書類や返還に関する手続きが済むまでを担当する。その後の利活用に関しては、令和 6年度に資産運営課に移る予定である。土地利用の検討委員会において、庁内各課で利用希望があれば審査し、決定後、資産経営課から利用する所管課へ移管すとの答弁がありました。

歳出中、第10款教育費について（教育政策課、学校教育課）、委員より、老朽化が進む 2公民館の耐震診断について、市としては耐震診断までが公としてやるところであり、その後の対応については地元との協議になり、耐震診断以降の市による支出はないということかとの質疑があり、当局より、耐震診断は恐らく年度末に結果が分かる。その結果が出てから地元と協議し、譲渡できるかできないか協議を重ねていく。国浜地区は今後の使用継続を考えていないということなので、耐震診断は行わず、ほかの 2館に併せて条例改正等を行っていくとの答弁がありました。

委員より、幼保小の連携架け橋プログラムは従来から行っていたが、新たにこのプログラムが追加されるということかとの質疑があり、当局より、幼稚園から見ればアプローチカリキュラムとして、園で育んだことをどうやって小学校につなげていくか、逆に、小学校から見るとスタートカリキュラム、園で育った子をどうやって小学校で受け入れていくかということになる。園、地域、小学校それぞれに実態があり、それを掛川市としてどうつなげていくのがいいのか、架け橋を示すことが必要だろうということで今の取組につながっているとの答弁がありました。

以上で、質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、子ども・子育て計画策定調査費は国の予算をもっとつけるべきではないか、また、予算がつくよう近隣市町と連携して要望書を出してはどうかとの意見が出され、また、他の委員より、女子医大はお金をかけ誘致をした。撤退時の条件は更地にするというので、今回の粉塵防止措置は致し方ないのではないかと意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に分割送付されました議案第78号の原案は全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

続いて、環境産業分科会、窪野主査から報告をお願いします。

○主査（窪野愛子） 議案第78号について環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、歳出中、第6款農林水産業費について、委員より、畜産農家経営支援費について飼料価格高騰による畜産経営の影響緩和は市内で何件くらいの畜産農家を支援できるのかとの質疑があり、当局より、市内には17軒の畜産農家があり、全ての畜産農家を支援する。頭数にすると、牛2,477頭分となるとの答弁がありました。

第8款土木費について、委員より、海岸防災林整備推進費について、菊川市より土砂を受け入れて盛土工事を前倒しして行うとのことであるが、土砂の運搬費はどのようになっているのかとの質疑があり、当局より、全て菊川市で負担してくれるとの答弁がありました。

第4款衛生費及び第7款商工費については、特に申し上げる質疑なく、以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に分割送付されました議案第78号の原案は全会一致で妥当とすることに決定いたしました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

大井委員。

○委員（大井正） 私は環境産業委員会に属していきまして、その際は78号について賛成いたしました。ただいま報告を受けました総務分科会における審議内容について異議があるので反対を表明します。

22世紀の丘の整備については、公園施設全体が極めて公的、市民の文化、スポーツ交流の場となっていて、公の関与がぜひとも必要な施設だと考えます。しかるに、この方向でいきますと運営を民間に渡すということで、委ねてしまうということで、市民の活動の制約が起きてしまうのではないかと危惧します。

また、運営自体は委託金と入場徴収料で賄われると考えますが、企業というのはやはり最低限の任務として従業員の生活、それから、出資者に対する配当、そして、事業の継続、これらを事業から収益として上げなければ社会的な責任が果たせません。その収益を求めていくことと、先ほど申しましたように、この施設が持っている市民の教育とか文化、スポーツ活動の折り合いがつかないケースがあるのではないかと危惧いたします。

こういった観点から、反対をしたいと思います。

○委員長（松浦昌巳） その他討論はございませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第78号 令和 5年度掛川市一般会計補正予算について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 下ろしてください。

議案第78号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号 令和 5年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1号）についてを議題とします。

文教厚生分科会の審査報告を求めます。

寺田主査。

○主査（寺田幸弘） 議案第79号について、文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、質疑なく、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科

会に送付されました議案第79号の原案は全会一致で妥当とすることに決定いたしました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第79号 令和 5年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 下ろしてください。

議案第79号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号 令和 5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1号）についてを議題とします。

それでは、文教厚生分科会の審査報告を求めます。

寺田主査。

○主査（寺田幸弘） 議案第80号について、文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、質疑なく、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました議案第80号の原案は、全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありますか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第80号 令和 5年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 下ろしてください。

議案第80号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号 令和 5年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第 1号）についてを議題といたします。

それでは、文教厚生分科会の審査報告を求めます。

寺田主査。

○主査（寺田幸弘） 議案第81号について、文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員より、結構な多額の繰越金となっているが、この繰越金額については想定内の補正なのかとの質疑があり、当局より、介護給付費は 1日約 2,500万円支出しているので、2億円の繰越しは約 8日分である。もっと詰める必要があると思うが妥当だと考えているとの答弁がありました。

以上で、質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました議案第81号の原案は全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、文教厚生分科会の報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第81号 令和 5年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第 1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 下ろしてください。

議案第81号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号 令和 5年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第 1号）についてを議題とします。

それでは、環境産業分科会の審査報告を求めます。

窪野主査。

○主査（窪野愛子） 議案第82号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員より、南北広場管理費について繰越金の増により中心市街地活性化基金に積み立てるとのことだが、駅南のほうはこのお金が還元されるということはないのかとの質疑があり、当局より、駅南区域への支出は、例えば放置自転車の管理、樹木の伐採、ムクドリの追い払い、トイレの掃除などが経費として入っているとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました議案第82号の原案は全会一致で妥当とすることに決定いたしました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第82号 令和 5年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第 1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 下ろしてください。

議案第82号については、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号 令和 5年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第 1号）についてを議題とします。

それでは、環境産業分科会の審査報告を求めます。

窪野主査。

○主査（窪野愛子） 議案第83号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、質疑なく、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました議案第83号の原案は全会一致で妥当とすることに決定いたしました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第83号 令和5年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 下ろしてください。

議案第83号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号 和解についてを議題とします。

それでは、文教厚生分科会の審査報告を求めます。

寺田主査。

○主査（寺田幸弘） 議案第88号について、文教厚生委員会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員より、市民に不信感を抱かせてしまう情けない事件であった。市の職員も翻弄されたと思う。和解の文章に、市に対する謝罪や慰謝料の支払いについて入れ込むことはできなかつたかとの質疑があり、当局より、謝罪は取締役社長が市長に直接している。また、慰謝料等の請求を求める民事訴訟を起こすと、弁護士費用は市の負担となるが得られた賠償額の全額を国に返すことになる。そのため、市としては刑事告訴という形で処分を求めたとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、事件に対する市側の責任も改めて市民に対して謝罪をしてほしいとの意見が出され、また、他の委員より、市長から謝罪があったことは認識しているが、二度と起こらないような方策を市として考えてほしいとの意見が出されました。

以上で、委員間討議を終結し、当分科会に送付されました議案第88号の原案は全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第88号 和解について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長（松浦昌巳） 下ろしてください。

議案第88号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第95号 令和 4年度掛川市水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

それでは、総務分科会の審査報告を求めます。

藤原主査。

○主査（藤原正光） 議案第95号について、総務分科会における審査の概要を報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員より、建設改良積立金と処分後残高の考え方について質疑があり、当局より、過去の純損失の最大である 8,000万円を見込んで、繰越利益剰余金として残すように考えているとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、過去の経営上の不測の事態に備えているということなので、しっかりした考えでやっていると思うとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました議案第95号の原案は全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

[「ありません」との声あり]

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第95号 令和 4年度掛川市水道事業会計剰余金の処分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長（松浦昌巳） 下ろしてください。

議案第95号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第96号 令和 4年度掛川市公共下水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

それでは、総務分科会の審査報告を求めます。

藤原主査。

○主査（藤原正光） 議案第96号について、総務分科会における審査の概要を報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました議案第96号の原案は全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第96号 令和 4年度掛川市公共下水道事業会計剰余金の処分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 下ろしてください。

議案第96号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第97号 令和 4年度掛川市農業集落排水事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

それでは、総務分科会の審査報告を求めます。

藤原主査。

○主査（藤原正光） 議案第97号について、総務分科会における審査の概要を報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ、委員より、非常に厳しい会計の中で頑張っている。この処分は妥当であるとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました議案第97号の原案は全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第97号 令和 4年度掛川市農業集落排水事業会計剰余金の処分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 下ろしてください。

議案第97号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第98号 令和 4年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

それでは、総務分科会の審査報告を求めます。

藤原主査。

○主査（藤原正光） 議案第98号について、総務分科会における審査の概要を報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、質疑なく、委員間討議を求めたところ、討議なく、当分科会に送付されました議案第98号の原案は全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第98号 令和 4年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計剰余金の処分について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 下ろしてください。

議案第98号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

令和 5年第 4回 9月掛川市議会定例会提出議案正誤表について。

続きまして、認第 1号の審査に入りますが、審査に入る前に、先日配付した決算説明書の正誤表について大井総務部長から説明をしていただきます。

大井総務部長。

○総務部長（大井敏行） 令和 4年度一般会計決算説明書につきまして、一部誤りがありましたので説明をさせていただきます。

サイドブックの本会議令和 5年度 9月定例会本会議にあります正誤表の02を御覧いただきたいと思えます。

訂正の該当のページは多くありますが、訂正内容といたしましては 2点でございます。

まず 1点目は、一般会計決算説明書の 138ページ以降の主な財源明細に掲載いたしました、ふるさと応援寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金についてですが、これらの寄附金はふるさと応援基金に積み立てた後、同基金から繰り入れて歳出の各事業に活用しておりますので、正誤表のとおり、ふるさと応援寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金をふるさと応援基金繰入金に表記を訂正させていただきます。

また、 2点目は、決算説明書の50ページ、 184ページ及び 553ページに関わるものですが、松ヶ岡整備推進費と希望の森づくり推進費につきましては、ふるさと応援寄附金と企業版ふるさと納税寄附金の 2つの寄附金を原資として、一旦基金に積み立ててから充当しておりますが、この 2つの寄附金の内容に誤りがあったことから、 1点目の訂正とともに決算説明書の表記を訂正させていただきます。

なお、これらにつきましては、決算上の処理といたしましては、それぞれ基金繰入金として正しく計上しており各事業に活用しておりますので、決算説明書の表記についてのみ誤りを訂正させていただきます。

以上、御迷惑をおかけいたしますが、訂正についてよろしく願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（松浦昌巳） 説明が終わりましたが、質疑等ございますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） それでは、決算書正誤表については以上とさせていただきます。

次に、認第 1号、令和 4年度掛川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

それでは、各分科会の審査報告を求めます。

初めに、総務分科会、藤原主査から報告をお願いします。

藤原主査。

○主査（藤原正光） 認第 1号について、総務分科会における審査の概要を報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、歳出中、第 2款総務費について、委員より、入札契約費について、最終目標値が 100%を目指さない理由について質疑があり、当局より、物品の電子入札に

関してシステムに対応できない業者があるとの答弁がありました。

委員より、人事管理費について、土木職、建築職が課題とあるが理工科大学と連携を考えているのかとの質疑があり、当局より、都市建設部の職員と協力して、理工科大学に行政の土木職、建築職の紹介をしている。また、学生が知りたいことを教授から学生に聴取しているとの答弁がありました。

さらに委員より、受験者数と実際の採用者数の公開の必要性について質疑があり、当局より、受験者数と実際の採用者数は公開していないが、ウェブページを今年度更新していくので検討していきたいとの答弁がありました。

委員より、一般職給与費について、普通退職者が多かったことの分析について質疑があり、当局より、普通退職の方は20代で1人、30代、40代で十数人おり、全体では16人いる。転職が多く、家庭の事情と体調は仕方がない。転職は、市役所の中で職員が活躍できる場を見いだせなかったことが残念に思うとの答弁がありました。

委員より、財産管理費について、未利用地の有効活用という観点について質疑があり、当局より、土地を売却するという基本的な姿勢は変わらないが、次の段階として借地契約も考えている。そのあたりは柔軟に考えていくとの答弁がありました。

さらに委員より、庁内のガイドラインの変更の考えについて質疑があり、当局より、柔軟な考え方、市場に合わせた処分の仕方も必要ではないかとも考えているとの答弁がありました。

委員より、地籍調査事業推進費について、新地籍調査事業30年プラン終了時の未実施面積の把握について質疑があり、当局より、地籍調査事業30年プラン終了時の未実施面積は出していないが、来年、プランの見直しが必要と認識しており、新技術を取り入れた地籍調査の方法も考えていかなければいけないとの答弁がありました。

委員より、徴収事務費について、スマホ決済 2.7%の経費との費用対効果について質疑があり、当局より、令和 4年度まではQRコードがついていないため少ない状況であったが、令和 5年度からはQRコード付きの納付書に変更になり、注視している。費用対効果のところは、コンビニ決済とスマホアプリで約25%、4人に1人が使っている状況で有効であったとの答弁がありました。

委員より、プロフェッショナル人材の年間の総括について質疑があり、当局より、令和 4年度は、副市長を含めてDX推進員に2人、シティープロモーション分野1人で、全体で4人であった。

DX推進員の松久さんは専門は働き方改革で、今年度も引き続き職員の中に入って、働き方改革、先進的な改革を進めていただいております。成果が上がっている。

シティープロモーションの広報戦略担当の林さんは、ウェブ等でコミュニケーションを取りながら、

今年度も引き続き力を借りて進めている。市の状況を理解してもらい能力を発揮してもらうことで、効果は上がっていると評価しているとの答弁がありました。

委員より、インターネットによる広報費について、ホームページへ市民活動のページをつくって、イベント情報を出していく進捗結果について質疑があり、当局より、市民活動団体が行うイベントについては、市公式ホームページ内まちづくり協働センターでイベントの告知などを行っている。市民の皆さんが情報にたどり着けるよう工夫していくとの答弁がありました。

委員より、土地情報システム管理費について、農業振興計画のe-地図掛川への拡充について質疑があり、当局より、今年度で土地情報システムの包括委託が終了するので、来年度の包括委託に合わせながら、全面的な刷新ということで計画をしているとの答弁がありました。

委員より、監査事務費について、市民にも反映する行政成果が分かりやすいような決算説明書への考え方について質疑があり、当局より、地方自治法第2条14号では、事務事業は最少の経費で最大の効果を上げるよう費用対効果の原則が定められている。本市の監査基準でも、同様に、経済性、効率性、有効性、いわゆる3Eを着眼点として定めており、単に数値等の確認にとどまらず、成果の検証にも努めてまいりたいとの答弁がありました。

第1款議会費、第4款衛生費、第6款農林水産業費、第8款土木費、第9款消防費、第12款公債費及び第13款予備費については、特に申し上げる質疑なく、以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、個々の事業の成果は書かれているが、目的に向かってどれだけ近づいたのか、成果が上がったのかという観点から審査するには、審査の難しさがある。しかし、今回の決算説明については、妥当な事務事業の執行がされたと感じるとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に分割送付されました認第1号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

次に、文教厚生分科会、寺田主査から報告をお願いします。

寺田主査。

○主査（寺田幸弘） 認第1号について、文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、歳出中、第3款民生費について（福祉課、長寿推進課、国保年金課、こども政策課、こども希望課、教育政策課）、委員より、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業について精算返還金が生じているが、723世帯が繰越分の10万円給付に回った。この繰越分に回った世帯数は、住民税非課税世帯の1割程度であるが、未申請で給付金を受け取ら

なかった世帯数はどれぐらいあるのかとの質疑があり、当局より、令和 4年度の 5万円給付事業は対象の絞り込みが複雑であったが、対象は 7,218世帯、支給は 6,423世帯であった。その差が未申請の世帯となるが、申請干渉として通知の再送付を 2回行っており、それでも未申請の方は辞退と捉えている。なお、転入世帯で元の市町では課税されていた世帯もある。10万円の給付事業は昨年度からの繰越し対象は 1,511世帯であり、支給は 713世帯となった。その差が未申請となるが、辞退も含めいろいろな理由があるとの答弁がありました。

委員より、配食サービス事業について、前年に比べ配食数が増えている。最近、食材の値上がりが激しく、配食を提供できなくなった会社もあった。令和 4年度も食材費が高騰したと思うが、市としてはどうかとの質疑があり、当局より、2年前に単価設定の仕方を変え、市の単価は固定し、利用者の徴収額を増やす方法にしている。個人負担が増えているかもしれないが、市として一食の負担額は、人や食数が増えない限り変わらないとの答弁がありました。

続いて、委員より、市の固定単価に対し、サービスを受けている方から支払額についての相談はなかったかとの質疑があり、当局より、意見の収集ができていないかもしれないが、そのような声は届いていないとの答弁がありました。

また、委員より、児童館運営事業について、指定管理委託業者によって行われるイベントや講座の内容と、市やこども政策課としての政策との調整は取れているのかとの質疑があり、当局より、令和 3年度に、運營業務委託先が社会福祉協議会から中部ビル保善株式会社に変わったが、社協のスタッフがそのまま中部ビル保善に異動している。

さらに、社協が運営していたときからある大東大須賀児童館運営委員会では、年間の事業計画について地域の方と意見交換を行い、翌年度の事業につなげているので、市の政策と離れていくことはない。また、指定管理者が実施している来館者のアンケート内容を教えてもらい、市として協力をしている。現在、大東、大須賀児童館の両館に雨漏りがあり、令和 4年度は、大東児童館の雨漏りの実施設計を行った。令和 5年度は、大須賀児童館の実施設計を行う予定であるとの答弁がありました。

委員より、低所得の子育て世帯生活支援特別給費金支援事業について、交付金により低所得者への給付を行い、市独自の上乘せ給付もしたため、給付漏れは少なかったと思うが、給付金が予算枠の中だったことに関して、担当課としてどのような総括をしているのかとの質疑があり、当局より、支給事業は国で実施されている。PR周知は十分に行うことができ、プッシュ式も漏れなくできた。申請が必要な家計急変等の方へも様々な勧奨の通知を送っているため、漏れはなかったと感じているとの答弁がありました。

委員より、放課後児童健全育成事業について、委託料の減少は開所日数が減ったためとあったが、開所日数はなぜ減ったのかとの質疑があり、当局より、開所計画は最大限で立てている。児童数は年度末にかけて減っていくため、小さな学童保育所の場合、別の保育所と合同で開所する場合もあり、開所日数が計上されない保育所がある。開所日数の減少に特別な事情があるわけではなく、実績に応じて落ちていると考えていただきたいとの答弁がありました。

歳出中、第4款衛生費について（健康医療課）、委員より、個別接種事業について、風疹接種対象者数が9,250人に対し、接種者は449人である。対象者の中で、接種をしてほしい方がまだ残っていると思うがいかがかとの質疑があり、当局より、風疹の接種対象者数は、昭和37年4月2日から54年4月1日までに生まれた男性で、平成31年からこの年代の方に対して呼びかけをしており、令和7年3月31日までの延長措置が取られている。対象者には、毎年、はがきや広報で周知をしているが、引き続き周知をしていきたいと考える。既に何年か継続して行っている事業であり、対象者が接種すれば、対象となる人数は年々減っていると考えられるとの答弁がありました。

歳出中、第10款教育費について（こども給食課、学校教育課、図書館）、委員より、学校給食運営について、安全安心な給食を提供するために調理員の確保が非常に重要だが、委託の調理員の人数が確保されているのか、チェックはしているのかとの質疑があり、当局より、前日に各センターで栄養教諭と調理委託業者のリーダーで、献立によりどの程度人数が必要であるか打合せをしている。加えて、センター化したことにより従業員の人数が増え、また、業者が大きくなったので、そこからの応援態勢も取れる。コロナ禍では欠員の代替補充もあり、安定した稼働ができるようになったとの答弁がありました。

委員より、学校サポーター派遣事業について、令和4年度は予算が増額され57名となった。現場からはまだ足りないという声も聞くが、現状はどうか。また、増員が必要な場合、あと何名ほど必要かとの質疑があり、当局より、新年度の小学1年生は離席をしてしまう姿が特に多く見られる。そのため、年度当初は配置人数よりもかなり人手が必要だという声が聞こえてくるが、子どもたちが学校生活に慣れてくると生活習慣が身につく、1時間の授業をしっかりと受けられるような状況になってくるケースが多くある。年度当初配置した人数よりも、もう少し必要だと望む学校は当然あるが、だんだんと今の配置人数で回るようになってくる学校もある。

あと何名ほど必要という人数は具体的に言えないが、年度途中から集団生活になじめない子供が出てくることもある中で、そういった子供に対応しなければならない実態もあり、現状で満足できている人数ではないと捉えている。できるだけ現場のニーズに合わせた増員ができればと考えているとの答弁がありました。

委員より、図書館の資料購入事業について、電子図書は令和 4年度から 1年間の利用ニーズのデータから傾向が見え、その購入に多くのお金をかけている。今後、購入がさらに増えた場合、全体予算への影響、紙の本の購入にも影響が出てくると思うが、その議論はされているのかとの質疑があり、当局より、これからの課題だと認識している。しかし、紙の資料や本はなくならないと思っている。現在、絵本のよさを伝えるには紙媒体の本がよいということもあり、電子書籍の絵本などは入れていない。紙媒体の本のよさと電子図書館の利便性を踏まえ、予算を確保していきたいと思っているとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、コロナに翻弄され大変な 1年間であったが職員には頭が下がる。コロナ対応の中でも生活相談や支援を市民につなげることや、もう少し子育ての支援に回せる方向もあったのではないかと意見が出され、他の委員より、コロナで大変だったが必要なところに財政が使われた。民生費にお金をかけ、将来の大事な子供たちのためになったとの意見が出され、続いて、委員より、十分ではなかったかもしれないが、子育て支援にも予算が回されているし、国からのコロナ対策の支援にも対応できたということでよかったのではないかと意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に分割送付されました認第 1号の原案は賛成多数で妥当とすることに決定しました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

続いて、環境産業分科会、窪野主査から報告をお願いします。

○主査（窪野愛子） それでは、認第 1号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、歳出中、第 2款総務費について、委員より、地区まちづくり協議会交付金の各地区への額の決め方、ルールはあるのかとの質疑があり、当局より、内示額分配の方法についてはセンター施設管理費として30万円、事務局運営費として 120万円の枠、それに加えて、自治区数、人口、14歳以下の子供や75歳以上の高齢者の数を勘案し、さらに、子育て支援や高齢者の見守り、健康増進などには加算して内示をしているとの答弁がありました。

委員より、施設管理費と事務費は固定して、どの地区も同じ額がいくのかとの質疑があり、当局より、あくまでも枠なので地区によって事務局の報償費の額も違うし、光熱水費も違うので、実績に併せて交付しているとの答弁がありました。

委員より、物価高騰対策として行った水道基本料金の減免についての市民の反応を伺うとの質疑

があり、当局より、市民の方から、いつ減免されたのか分からなかったという指摘もあったことから、なかなか分かりにくかったのかなという感想を持っている。金額は 2,200円であるが、この物価高騰対策により、ほぼ全ての世帯に対してスピード感を持って給付できたことは成果だと思うとの答弁がありました。

委員より、交通弱者対策として半額タクシー実証実験の委託料について、第 1弾とあまり結果は変わらなかったが、結果を受けて、どうしたらよいかという検証はしているのかとの質疑があり、当局より、思うような結果ではなかった。半額でもタクシーをふだん使いする人は少なく、今年度は、大東で県と自動運転の実験を実施する中で何が有効かを検証しないといけない。昨年度のアンケート調査では、公共交通は利便性がよくて安い運賃での利用要望が多く、難しいところがある。どの程度で折り合いをつけるか研究していきたいとの答弁がありました。

第 4款衛生費について、委員より、問題調査改善指導費について、成果と課題のところに、「法を超えた過剰な対応を求める感情的なカスタマーハラスメント」との記載があるが、具体的な内容と、その対策について伺うとの質疑があり、当局より、令和 4年度の苦情件数は 148件で、前年度と比べると、感情のもつれに端を発した騒音や匂いの問題などが増えている。職員は、寄り添いながら対応しているが苦慮しているとの答弁がありました。

さらに、委員より、年間 148件となると 2日に 1回くらいのペースと感じている。職員がこれに対応している時間はかなり大きいのではないかとと思われるが、人員の確保についてはいかがかとの質疑があり、当局より、苦情対応は 1人ではなくて、職員 2人体制で行っている。令和 5年度は 1名増員して対応しているとの答弁がありました。

第 6款農林水産業費について、委員より、農業活性化やる気塾推進費について、22の地域塾が地域ごと特色のある活動をしている。令和 4年度の当初予算は 307万円だったが、減額となった理由を伺うとの質疑があり、当局より、各やる気塾において活動の取組内容が狭まってきており、当初の計画と比べて落ちてきてしまったのかなと感じているとの答弁がありました。

さらに、委員より、地域塾の発表会のときも活動費が足りないという声もあったし、厳格にやられることも必要だが、せっかくのやる気をなくさないようしっかり配慮をすべきではないかとの質疑があり、当局より、やる気塾ごと活動量に差があるので、活動費を上手に工面するよう考えたいとの答弁がありました。

委員より、掛川茶ブランドの構築に当たり、生産者への支援が予算上あまりついていないと感じる。乗用型茶園管理機 3台を購入したとあるが、これぐらいの支援で生産量が増えるのか、予算が少ないと思うがいかがかとの質疑があり、当局より、県の土地改良事業、農業全般の施策と合わせ

て支援を充実させていきたいとの答弁がありました。

第 7 款商工費について、委員より、産業戦略支援窓口委託料について、対象となっている中小企業が 3,112 社あると思うが、実績はどのくらいあるのかとの質疑があり、当局より、相談件数が 109 件で、内訳は起業が 13 件、経営改善が 67 件、省エネ対策が 37 件、ブランド化が 1 件、新規農作物導入が 1 件であるとの答弁がありました。

委員より、観光宣伝費のうち、ワーケーションの予算 500 万円が執行ゼロとなった理由について何うとの質疑があり、当局より、前年度に引き続き行っているが、希望を募ったが、結果、申請がなかったとの答弁がありました。

委員より、観光宣伝費のうち、パンフレットの増刷、印刷など紙媒体に係る執行が非常に多いと感じられるが、SNS の活用については予算がなくてもやれていたという理解でよろしいかとの質疑があり、当局より、デジタルを活用してパンフレットの見直しをしていこうということで進めている。SNS は、特にインスタグラムに力を入れているが発信するシステムが悩みどころである。高校生の力を借りて、令和 4 年度は掛川西高生、令和 5 年度は掛川東高生に協力をいただきながら、市の職員以外でも発信していただける仕組みづくりを考えているとの答弁がありました。

第 8 款土木費について、委員より、国県道路整備事業推進費のうち、(仮称)掛川西スマートインターチェンジ設置の測量調査委託料は、令和 2 年度から 5 年度まで 4 か年かけて 5,000 万円近くになっている。成果のところ予備設計業務委託となっており、一般的には最終案の段階と考える。最終案をつくるに当たっては、少なくとも将来交通量推計、整備効果などは出ているはずである。取扱注意で議員にはしっかり開示すべきであるがいかがかとの質疑があり、当局より、現在、推定の交通量や利用量は当然押さえた中で設計に入っている。今の設計の進め方としては、地図データを利用して作成しており、そのレベル感である。ランプの位置が確定しないと予備設計の次のフェーズの詳細に入れられない。無駄になってしまうところがあるので、今は地図データを使って各種の検討を行っている。

推計交通量を設定した中で、今、課題となっている国道 1 号との交差点の処理について、具体的な協議もしている。地元からどうなっているかと問合せがあるため、国土交通省、NEXCO と協議し、情報は議員だけでなく、市民及び関係者にもできるだけ出していけるよう調整をしたいとの答弁がありました。

第 10 款教育費について、委員より、和田岡古墳群整備事業費について、素晴らしい施設ができてきたなと感じている。今後の展開について何うとの質疑があり、当局より、地域の方と協働で進めていきたいということと、できるだけ多くの方に知っていただくよう情報発信の工夫をしていきたい

いと考えているとの答弁がありました。

第11款災害復旧費について、委員より、災害復旧事業費については、いずれも被災した部分の災害復旧ということで、当然、被災前に予算があるということではないと思うが、これらに対する予算づけ、財源確保を含め、その手法について伺うとの質疑があり、当局より、予算としては当初予算の中で前年と同じ額を要求している。令和4年度に関しては、7月と9月に豪雨により大きな災害があって、それぞれ補正させていただき、その都度財源を確保しているとの答弁がありました。

第5款労働費については、特に申し上げる質疑なく、以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、決算の内容には問題ないが、令和4年度の当初予算から決算の間で大きな補正があった場合には、最下段に増額補正か減額補正かを書いてもらえるよう改善をすべきであるとの意見があり、他の委員より、例年言っているが成果指標や目標の考え方、記載を考慮してもらえる審査が順調に進む。各課の執行率の報告があると、その事業がどれだけ執行できたかが分かり、決算の一つとして知りたいとの意見がありました。

他の委員より、事業が何を目標に従って取り組むかということが大事である。観光交流課の決算のところ500万円の予算が執行できなかった。相手のあることで仕方がないが、事前に調査をして執行してほしいとの意見がありました。

他の委員より、令和4年度はコロナ関係の対応が非常にあり、そのほかにも災害対応、物価高騰対策に係る事業など頑張っただけ対応をしていただいた。決算の内容としてはよいのではないかとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に分割送付されました認第1号は、賛成多数で認定は妥当とすることに決定いたしました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

窪野主査、確認をしたいところがあります。3ページ目の商工費です。一番最後のほうで、経営改善が何件ということで報告されています。

○主査（窪野愛子） 経営改善は、間違いました。57件と間違えていました。

○委員長（松浦昌巳） 67。

○主査（窪野愛子） はい。

○委員長（松浦昌巳） それでは、57に訂正を。

○主査（窪野愛子） 申し訳ありません。ありがとうございます。

○委員長（松浦昌巳） 副主査の方も見ながら、またあったら訂正をお願いしたいと思います。

それでは、論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 勝川委員。

○委員（勝川志保子） この決算の認定に関しましては、今、委員長報告があったわけですがけれども、文教、環境、全会一致になっていませんよね。反対討論、反対の討議があったはずなんです。そこについて、主査報告ではほとんど、ほぼ触れられていない。

私どもは、この分科会の討論、この中で非常に問題だと思うところをたくさん指摘しながら、討論にいろんな審査に参加してきました。こういうことが反映されない主査報告をされた場合に、一体何だったのか。分科会の討議というのは何だったのか。私たちが行ってきた討論への参加、討議への参加というのは何だったのかというのを感じざるを得ません。

文章が非常に賛成する、よかったという評価するものとして分科会報告がされる。しかし、本来は、私、決算審議するんですから、審査するんですから、いろんな問題点が指摘されたところについて、きちんと主査報告をするべきではないかと思うわけです。

例えば文教厚生分科会の中で出た生活保護費の算定誤りをめぐっては、様々なところから本当にケースワーカーがこれでいいのかとか、そこのところに問題はなかったのかと論議したわけですよ。そういうことに一切触れない。

そうすると、私がなぜその文教の場でこの認定に対して賛成しなかったのか、賛成多数に終わったのかということは皆さんには明らかにならないと思います。

ちょっと反対の立場から、そういう意味もあって、分科会報告がされていないという立場から、反対討論に参加したいと思います。私のほうからは、文教厚生分科会の部分は主査報告で報告されるであろうという、そういう前提に立ってここではしないつもりで言いました。だけど、そこがあまりにも本当報告されていないというのは非常に問題だと思うので、ちょっと触れてしまうかもしれないという感じでしょうね。

やはり令和 4年度の予算というのは未来チャレンジ予算として組まれてきたわけですよ。たくさん、12回補正が行われて決算に至ったという予算です。誰一人取り残さないDX推進、これもうたわれていました。そういうところにはやはりすごくお金が使われている。

しかし、その一方で、国からの交付金もこのところに本当にお金が使われている。給付金を各個人に渡すという、そういう事業以外のところは、相当な比率でデジタル化にお金がつぎ込まれている。しかし、その一方で、本当にコロナ対応だったのか、ポストコロナというのにふさわしい予

算の執行の仕方だったのかというところを非常に疑問を、決算審査していて感じたところがありました。マイナンバーカードの取得、これに関しても国が予算をつけたことをそのまま、そしてそれ以上に市の予算を立てていたということですね。片方で、私は非常に問題だと思う公共の役割の放棄というものが進行している、そういう決算だったというふうに思っています。

シートピアの民間譲渡、これに関わる支出であるとか、ならこの民間譲渡に向けてのそういう予算執行であるとか、そういうところも多かったし、ほとんどの公共施設が委託や指定管理になる、民間譲渡されていく中で、これで本当に住民の福祉の増進に対応できるそういう決算になっているのかというふうに考えると、私はここに賛成することができないということです。

開発優先だったり大企業の部分のところにはお金がっているんだけど、商工費などのところも、商工会議所、商工会へのそこへの予算はついているんだけど、それより小さいところ、零細の個人事業者というところが視野から外れてしまうということを感じざるを得ないんです。

住宅リフォーム制度 1,500万円という枠組みで、本来であれば10%、最大10万円給付されますとあって仕事を取るんですね。ところが、それが 6万 3,000円とかそういう額しかもらえない。ところが、補正予算も組まない。こういう執行の仕方、本当に中小、零細の業者を支援していることになるのか。私はそうではないというふうに思っています。

生活保護の受給率が全国の 6分の 1であったり、就学援助の利用率が全国の 3分の 1、 2分の 1という、そういう水準である。そのところは、本当にこれでよかったのか。こういうところにコロナ、ポストコロナというのだから、きちんと執行するべきではなかったのか。

GIGAスクール構想でタブレットは支給したけれども、学校のトイレの改修はできない。図書費は、図書標準にも達しない。それでよしとするということで本当にいいのかというのが、非常にやはりおかしいなというふうに思います。

全部ですよ。全体からですよ。以上。

〔「今、全体」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 全体で大丈夫ですよ。ちょっと待ってください。終わって、いいですか。

○委員（勝川志保子） はい。本会議で、あとは言います。

○委員長（松浦昌巳） では、その他、討論。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） 今の勝川委員の御発言は、多分、主査報告の取りまとめ方に対する問題意識ということでは言われていたと思うんですけども、各分科会では討論がないものだから、委員間討議の様子があれば、これからかなりしっかり詳しく載せてもらうということも、ほかの分科会の人た

ちもそれを見て参考というか、こういうことねと聞いてはいたとしても、記録としてしっかり残してもらって、それがひいては予算決算委員会での審査経過ということになるものだから、しっかり記録を残しという、しっかり審査したんだということを残すという意味でも、分科会の主査報告のまとめ方については今後検討していただくというか、よりいいものにしていくように工夫していただくということをお願いできればと思います。

○委員長（松浦昌巳） 寺田委員。

○委員（寺田幸弘） 勝川委員からいろいろ文教のことをおっしゃられましたけれども、私どもまとめました。いわゆる傍聴でもずっと皆さん聞いておられたわけで、最後のまとめですけれども、まとめについては勝川委員は最終的には、おっしゃられたていたことはいろいろなことをおっしゃられましたけれども、子供に対する手当をもっともう少し考えるべきじゃないかということで、そういうことを主におっしゃられたものですから、私はそのところでまとめさせていただきました。非常に長くいろいろおっしゃられましたけれども、傍聴の皆さんも聞いておみえになったと思いますけれども、そのところが主だったと私は思っております。そこでまとめさせていただきました。

○委員長（松浦昌巳） そのほか討論はございませんか。

藤原委員。

○委員（藤原正光） 今、主査報告の関係でそれぞれ御意見いただきましたけれども、今の段階では、主査、副主査が中心となって委員質問、これは皆さんに聞いていい質問ということでチョイスしています。ただ、先ほど寺田主査も言ったように、基本的にはもう全て全員聞いているということがまず前提にあった上での報告ということが、今僕らがやっていることだと思っておりますので、先ほど言った委員間討議ですか、そこについては総務は今回は全て載せています。質疑に関しては選ばせてもらいましたが、委員間討議についてはそれぞれの委員さんが主張されたことは全て載せさせてもらおうという、そういうそれぞれの分科会によって、また、主査の考え方が違うと思いますので、一回予算決算委員会でお話しできればというふうに思います。

○委員長（松浦昌巳） 様々な御意見がありますけれども、少しこの趣旨と外れた御意見もありますので、別の御意見についてはまた理事会等で審議をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

この件に関して、この案件に関しての討論、ほかにございますか。

大井委員。

○委員（大井正） 一言で言えば反対の立場から。一番大きなのが款項目を特定しないで言わせていただくと、決算書が私議員になってからこれが 3回目なんです、いずれも主な成果指標という

のに対しての達成率というのは、まず成果指針自体が妥当かどうかというのが問題になる費目が結構あります。仮にそれが妥当だとしても、今度は目標の数値に対して至らなかったというのが結構見受けられます。それに対する反省といいますか、理由、特に予算を執行したかしなかったかということに関して審議しようとするの見にくい。結局、補正という問題もあるものですから、当初予算と最終の決算金額だけではないお金の変動というのをも併せて見ないと、成果指標の達成率というのを正しく評価できない。そういう予算書になっている、あるいは、決算書になっているという点があります。

具体的な内容で賛否を言えということであれば、先ほど勝川委員も言いましたが、あまりにも委託業務が多い。さっき私別件で言いましたように、施設の中には協力団体の社会保障であったり、そういう公が担うべき責任分野を体現するための施設というものが幾つかあるわけですが、その運営権を全部民間に委ねてしまうというのは、ある意味、自治体側の行政の責任放棄につながると考えます。

そういうことで、反対の立場です。

○委員長（松浦昌巳） そのほかよろしいですか。

〔「いいです」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） それでは、以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第 1号、令和 4年度掛川市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 下ろしてください。

認第 1号については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

1時間以上たちますので、少し休憩を取りたいと思います。一応55分まで休憩をします。戻り次第、集まったら始めたいと思いますので、55分に再開したいと思いますので、トイレ休憩。

午前10時48分 休憩

午前10時52分 開議

○委員長（松浦昌巳） 再開したいと思います。

それでは、認第 2号 令和 4年度掛川市国民健康保険特別会計歳入歳出予算の認定についてを議題とします。

文教厚生分科会の審査報告を求めます。

寺田主査。

○主査（寺田幸弘） 認第 2号について文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後質疑を求めたところ、委員より国民健康保険証のマイナンバーカードのひもづけ利用の推進を国保年金課でも行っているが、今掛川市は総点検を行っているのかとの質疑があり、当局より掛川市も国から総点検の指示があり実施した。結果はひもづけ間違いはなかった。マイナンバーカードと国民健康保険のひもづけは市民課の住民情報のひもづけ情報とつながっているため、どこの市町でも誤りはないと認識しているとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し委員間討議を求めたところ、委員より 1人当たりの保険料が非常に高いのではないかと感じているので、減免などの措置を取り改善すべきではないかとの意見が出され、他の委員より加入者が減る中で様々なヘルスアップ事業、予防事業も行ってくれているという努力については敬意を表す。状況に応じて保険料が違う。皆さんが納める国保税で賄い成り立っているわけであり、福祉につなげながらも国保税の収納率を高めていただきたいとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました認第 2号の原案は賛成多数で妥当とすることに決定いたしました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 反対の立場から討論に参加します。

今の報告の中にもなぜ私が分科会で反対したかということは全く分からない。そういう報告だったと思っています。国保というのは命のセーフティネットですよ。単なる助け合いの生命保険、みんなで掛けているそういう保険ではありません。税金自体が重いわけです。だから、滞納が減らない。滞納の部分がどうしても前年度も含めて起きてしまう。繰越分の収納率なんて 24.4%しかありませんよ。結局資格証を発行したり短期保険証を発行したりされてしまう。ずっと税金が自分の肩に背負い続けなくてはならない方々がいっぱいいらっしゃるわけですよ。名古屋市とか新潟市は自治体の独自減免、法定外繰入を行ってきちんと自治体の努力をしています。私はそういうことを掛川市もするべきだということを予算のときにも言いましたが、この決算でも考えています。

特に 2月の補正のときに上がってきた人間ドックに特定健診分返還したのは皆さん覚えていますが、3,180万円、決算書に 1字もこのことについて説明がありません。県内の多くの市町が同じよ

うに国に返還を求められた。この 3,180万円という数字は決して小さくなくて、片方で滞納している人たちがいる。そこで保険証をもらえない。資格証しかもらえないという方たちもいるという中でこの返還、非常に理不尽な国のやり方だと思っていますが、そういうところも決算に入っています。

セーフティーネットとして機能できる、そういう決算ではないというふうに考えて反対します。

○委員長（松浦昌巳） そのほかございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） それでは、以上で討論を終わります。

採決に入ります。

認第 2号令和 4年度掛川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 認第 2号については賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第 3号 令和 4年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

文教厚生分科会の審査報告を求めます。

寺田主査。

○主査（寺田幸弘） 認第 3号について文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後質疑を求めたところ質疑なく、委員間討議を求めたところ、委員より広域でやっていることは十分承知をしているが、今の窓口負担を値上げしていくというやり方で維持するということがおかしいと思うとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました認第 3号の原案は賛成多数で妥当とすることに決定しました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

○委員（勝川志保子） 反対の立場です。

今後期高齢者というのは確かに広域の県でというあれになっているんですけども、前年度の保険料の値上げ、これに加えて 4年度は窓口負担が 1割から 2割というふうに倍加したんですよ。

結局ダブルパンチを受けているんです。10月からのこの窓口負担倍加、本当に許せないなと思います。お年寄りを大切にできない。

高齢者というのは現役の6倍の医療費がかかると言われています。現役世代の6倍、そうすると1割でも2倍、2割だと3倍の医療費負担を現役に対してしていることになるんですよ。どうしても年取ればあちこちがたが来るのは当然だと思います。その上に年金の引落しですので、実質年金も目減りしている中で引き落とされるから、ほぼ年金引落としの方たちは滞納することもできない。そういう医療制度になっている。その運用そのままはい、はいとやっているということが私はどうしても認められないということで反対します。

○委員長（松浦昌巳） そのほかございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） それでは、以上で討論を終わります。

採決に入ります。

認第3号 令和4年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 認第3号については賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第4号 令和4年度掛川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

文教厚生分科会の審査報告を求めます。

寺田主査。

○主査（寺田幸弘） 認第4号について文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後質疑を求めたところ、委員より介護認定数が21人減っている。要支援から要介護に向けてもかなりの数が減っている。介護認定が下りるのは介護保険料を払っていて、いざというときに認定が受けられるのは必須条件だと思うが、高齢者が増えている中で介護認定が減っているということをどう考えるかとの質疑があり、当局より介護認定の要介護、要支援の介護認定を受けた人数と一般介護予防事業費のチェックリストで認定した事業対象者は減っている。これは介護予防事業と健康医療の効果が現れているのではないかと捉えている。介護保険が給付費自体もコロナの関係もあり給付控えがあったのかもしれないが、ここ2年間伸びておらず対象者も減っている。見落としをしているわけではないので、高齢者が増加している中で認定者が増えていないことはよいことではないかと思っているとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し委員間討議を求めたところ、委員より介護認定が少なくなっているのはよいことであるということは実感として納得がいかないとの意見が出され、他の委員より地域のサロンが活発になっており、一生懸命参加しようとしている地域の方たちがいて予防支援が進んでいる実感があるとの意見があり、続いて他の委員より介護の度合いが軽くなった人もおり市の取組の成果が出ていたのではないかと意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました認第 4号の原案は賛成多数で妥当とすることに決定しました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論ありませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 反対の立場で討論します。

今分科会報告の中でも介護認定が少なくなっている、高齢者が増えている中で認定が減っていることはいいことだ。健康な老人が増えてすばらしいことだ。そういうふうにおっしゃいました。健康な老人が増えることはいいことです。でも、介護認定が減っていることを安易にそんなふうに結びつけてしまうというこの議会の中での私は討論に非常に疑問を感じています。

毎日医療から介護のところにつなぐのに、本当にお金がなくてねという方が多いわけですけど、私が相談に乗っているのは。本当苦勞をしています。探せません。認定者数、率が上がらない。給付金が上がらないというのは、介護保険、保険料を払っている。介護保険料も本当に平均で 8万円を払っているわけですから、それは負担としてすごいですよね。それなのにまた窓口負担が 1割、2割と生じてくる。結局それが払えないために探せないんですよ。

一番安く入れる、介護につながるということで特別養護老人ホームというのがあるわけですが、そのところ待機数を市に聞いたときにつかんでないというふうに当局はおっしゃいました。独自にいろいろな資料に当たりました。さやの家で 300人以上、くにやす苑で65人、大東苑で 100人、待機を抱えているわけですよ。行き場がない。介護保険がうまく使えない。どうしていいかわからないという方たちがいっぱいいる状態の中で、これを高齢者のところに任せるのではなく、国庫の支出金、公的な助成で補っていくような制度に変えていかなかったらこれは早晚破綻するなというふうに感じています。ここの介護予防のところですうまくいっているからという議論は私はおかしいと思います。

高齢者のみ単身の増加、単身家庭の増加というのもこれから懸念する中で、こういうお金の使い方をしている限り介護難民、介護について本当に苦勞とする家族というのは増加していく一方だというふうに思います。

以上、反対討論です。

○委員長（松浦昌巳） その他討論はございますか。

富田委員。

○委員（富田まゆみ） 賛成の立場から私は討論をさせていただきたいと思います。

分科会主査報告にもあったように、サロン等に参加をされていて介護度とか要支援度が軽くなってくる方ももちろんたくさん見えていますし、その中で残念ながら通っていてもだんだん元気がなくなってくる方とかもいらして、そういう場合にはすぐに福祉等につないで適切な処置をされております。

介護予防の点では、様々な筋ちゃん体操だとかスクエアステップ等をはじめとして、本当に地域の中でも毎週、毎週いろいろな形での支援活動等が行われていて、いろいろな方からの声等で非常に元気に暮らせるようになったとかという声もたくさん私のところには届いております。保健委員とか福祉委員、地域の方もいろいろな形での寄り添いの活動が非常に上手にできていて、私はこの介護保険との絡みの中で、いい形でいっているというふうに判断をして賛成の立場でお話をさせていただきました。

○委員長（松浦昌巳） その他討論ございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） それでは、以上で討論を終わります。

採決に入ります。

認第 4号 令和 4年度掛川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 認第 4号については賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第 5号 令和 4年度掛川市公共用地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

総務分科会の審査報告を求めます。

藤原主査。

○主査（藤原正光） 認第 5号について総務分科会における審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後質疑を求めたところ特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ討議なく、

当分科会に送付されました認第 5号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

御意見等には特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第 5号 令和 4年度掛川市公共用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 認第 5号については全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第 6号 令和 4年度掛川駅周辺施設管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

環境産業分科会の審査報告を求めます。

窪野主査。

○主査（窪野愛子） 認第 6号について環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後質疑を求めたところ質疑なく、委員間討議を求めたところ特に申し上げるべき討議なく、当分科会に送付されました認第 6号は全会一致で認定は妥当とすることに決定いたしました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点等には特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第 6号 令和 4年度掛川駅周辺施設管理特別会計歳入歳出決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 認第 6号については全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第 7号 令和 4年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

環境産業分科会の審査報告を求めます。

窪野主査。

○主査（窪野愛子） 認第 7号 について環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後質疑を求めたところ特に申し上げるべき質疑なく、委員間討議を求めたところ討議なく、当分科会に送付されました認第 7号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点等には特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第 7号 令和 4年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 認第 7号については全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認第 8号 令和 4年度上西郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。総務分科会の審査報告を求めます。

藤原主査。

○主査（藤原正光） 認第 8号から認第12号までの 5件については一括して審査を実施しました。

認第 8号について総務分科会における審査の概要を報告いたします。

当局説明の後質疑を求めたところ、委員より一般管理費について繰越金の指導について質疑があり、当局より指導はできないが、基金への積立て等を助言はしているとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ討議なく、当分科会に送付されました認第 8号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第 8号 令和 4年度上西郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 認第 8号については全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第 9号 令和 4年度桜木財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

総務分科会の審査報告を求めます。

藤原主査。

○主査（藤原正光） 認第 9号について総務分科会における審査の概要を報告いたします。

当局説明の後質疑を求めたところ質疑なく、委員間討議を求めたところ、委員より厳しい財政状況の中だが、地区の皆さんで山の管理をしていただいているということで今後とも健全な経営を頑張ってもらいたいとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました認第 9号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第 9号 令和 4年度桜木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 認第 9号については全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第10号 令和 4年度東山財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

総務分科会の審査報告を求めます。

藤原主査。

○主査（藤原正光） 認第10号について総務分科会における審査の概要をいたします。

当局説明の後質疑を求めたところ特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ討議なく、当分科会に送付されました認第10号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第10号 令和 4年度東山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 認第10号については全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認第11号 令和 4年度佐東財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

総務分科会の審査報告を求めます。

藤原主査。

○主査（藤原正光） 認第11号について総務分科会における審査の概要を報告いたします。

当局説明の後質疑を求めたところ、委員より財産収入について貸付単価の基準について質疑があり、当局より物価の変動を考慮し、3年ごとに改定をしている。固定賃料、変動賃料それぞれ分かれているとの答弁がありました。さらに委員より一定の平米単価に基づいているということでのよいかの質疑があり、当局よりそのとおりであるとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ討議なく、当分科会に送付されました認第11号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第11号 令和 4年度佐東財産区特別会計歳入歳出決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 認第11号については全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第12号 令和 4年度倉真財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

総務分科会の審査報告を求めます。

藤原主査。

○主査（藤原正光） 認第12号について総務分科会における審査の概要を報告いたします。

当局説明の後質疑を求めたところ質疑なく、委員間討議を求めたところ特に申し上げる討議なく、当分科会に送付されました認第12号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第12号 令和 4年度倉真財産区特別会計歳入歳出決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 認第12号については全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第13号 令和 4年度掛川市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

総務分科会の審査報告を求めます。

藤原主査。

○主査（藤原正光） 認第13号について総務分科会における審査の概要を報告いたします。

当局説明の後質疑を求めたところ、委員より決算概況について物価高騰対策の 2か月分の水道料基本料金の免除の職員の手間等の総括について質疑があり、当局より市民の方の認知度が低く電話やメールによる問合せが多数あった。実施時には請求額が少ない。請求が来ないといった確認があ

り、実施後は料金が上がったという勘違いの問合せが多かった。また、事業実施が年度末ということで、自治会からは会計の報告を前年度同様に資料等を作成して通帳を記帳したら金額が違う等の苦情に職員が対応した。しかし、コロナ交付金に対する外部評価によると、市民からは安心したという声もたくさん聞き、ありがたい事業であるという評価もいただいているとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し委員間討議を求めたところ、委員より有収率改善に向けての要因等の調査データを知りたいとの意見が出され、他の委員より他と比較すれば健全な経営で心強いと感じるとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました認第13号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点等には特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第13号 令和 4年度掛川市水道事業会計決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 認第13号については全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第14号 令和 4年度掛川市簡易水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

総務分科会の審査報告を求めます。

藤原主査。

○主査（藤原正光） 認第14号について総務分科会における審査の概要を報告いたします。

当局説明の後質疑を求めたところ特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ、委員より将来的な上水道事業との統合も視野に入れつつ経費削減に努め、現金預金残高の水準を維持していく方針の中、令和 4年度については災害はあったが、黒字でよかったと感じるとの意見が出され、他の委員より簡易水道は 5つの地区で関係ない地域が会計上一緒にしてある。一つ一つを見たら大変厳しい環境で抜本的に考えなければならない課題だと思うとの意見が出され、他の委員より大変に厳しい状況だからこそ、上水道事業との統合も視野に入れる方向なのかと思うとの意見が出され

ました。

以上で委員間討議を終結し、認第14号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第14号 令和 4年度掛川市簡易水道事業会計決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 認第14号については全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第15号 令和 4年度掛川市公共下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

総務分科会の審査報告を求めます。

藤原主査。

○主査（藤原正光） 認第15号について総務分科会における審査の概要を報告いたします。

当局説明の後質疑を求めたところ、委員より総係費について接続率の低い地域への推進や対策について質疑があり、当局より戸別訪問や文書の郵送等、接続推進の活動をしている。令和 4年度は250件に訪問や文書の郵送活動をして課題として取り組んでいるとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し委員間討議を求めたところ討議なく、当分科会に送付されました認第15号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第15号 令和 4年度掛川市公共下水道事業会計決算の認定について認定することに賛成の方の

挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 認第15号については全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第16号 令和 4年度掛川市農業集落排水事業会計決算の認定についてを議題とします。

総務分科会の審査報告を求めます。

藤原主査。

○主査（藤原正光） 認第16号について総務分科会における審査の概要を報告いたします。

当局説明の後質疑を求めたところ、委員より使用料単価と汚水処理原価の開きの考えについて質疑があり、当局より総務省から適正な使用料単価が示されている。そのバランスをどう考えいか。収支の一致に向けては使用料単価も処理原価の 250円相当になるべきというのが農業用集落排水の現実の姿あり今後の議論になるとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し委員間討議を求めたところ、委員より個々の企業会計の収支をどう見るかということと全体のバランスを見てということ非常に難しいところはある。そういった中で一生懸命やっただいており、妥当ではないかと思うとの意見が出され、他の委員より合併浄化槽という選択もしながら環境の問題という視点で進めてほしいとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました認第16号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第16号 令和 4年度掛川市農業集落排水事業会計決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 認第16号については全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第17号 令和 4年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計決算の認定についてを議題とします。

総務分科会の審査報告を求めます。

藤原主査。

○主査（藤原正光） 認第17号について総務分科会における審査の概要を報告いたします。

当局説明の後質疑を求めたところ特に申し上げる質疑なく、委員会討議を求めたところ討議なく、当分科会に送付されました認第17号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、務分科会報告をいたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認17号 令和 4年度浄化槽市町村設置推進事業会計決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 認第17号については全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第18号 令和 4年度太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

環境産業分科会の審査報告を求めます。

窪野主査。

○主査（窪野愛子） 認第18号について環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後質疑を求めたところ質疑なく、委員間討議を求めたところ討議なく、当分科会に送付されました認第18号は全会一致で認定は妥当とすることに決定いたしました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（松浦昌巳） ありがとうございます。

論点討議は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第18号 令和 4年度太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算の認定について認定すること
に賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（松浦昌巳） 認第18号については全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査申出事項についてを議題とします。

サイドボックスに資料を掲載してありますので、御覧いただきたいと思います。

資料のとおり1項目の内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（松浦昌巳） それでは、予算決算委員会の継続審査申出事項については資料のとおり1
項目といたします。

一応審議はこれで終わりましたけれども、その他のところで御意見のある方。

鈴木委員。

○委員（鈴木久裕） さっきちょっと分科会における委員間討議の記録の仕方というのがありまし
たけれども、予算決算委員会は今年で2年目になって、理事会とかで考えてほしいなというのが予
算も実は予算も決算も是か無か、賛成するか反対するかしかなくなっちゃって、個々のみんなでこ
の項目ちょっとやっておきたいよねというのがあっても結局消えちゃうというのがあるので、よそ
の市町が予算に対する附帯決議、執行に関してですね。決算に対しての附帯決議、こういうところ
が少し問題点だったので、改善しろよ。市長、回答してくれというようなものを求めているところ
もあるし、予算だったらこういう執行に当たってはこういうところに留意してやるべきだとか、こ
ういう視点も入れて執行すべきだとかというそれぞれ皆さんが考えていただいたようなことを附帯
決議として入れていくという方法もあるかなと思うので、そのあたりちょっと理事会で制度化する
としたらどういふことが必要かということもあると思うし、そういうところをちょっと検討してい
ただければと思ひまして発言をいたしました。

よろしくをお願いします。

○委員長（松浦昌巳） 理事会のほうでまた審議したいと思います。

その他。

富田委員。

○委員（富田まゆみ） ちょっと今重なる部分もあるかもしれないんですけども、私からちょっ
と3点ほどお話をしたいと思います。

決算書の様式については昨年からも今の形でいいのか、目標値とかについてということでお話を

してあったんですけど、今年も同じ計算書ということになって、先ほど大井委員のほうから様式がまずよくなくて目標値等が納得できないとかという部分もあって、決算に対して納得できないというお話がありましたね。ですから、決算の様式について予算決算の理事会のほうで検討していただきたいというのが1点と。

それから、今、鈴木委員のほうからあった分科会主査も報告等のところの在り方についても勝川委員が先ほど自分の思いが反映されてなかったという部分もありましたので、そこも含めて理事会のほうでやっていただきたいのが2つ目。

3つ目になんですけど、何回前の本会議場か覚えてないんですが、勝川議員が予算決算の委員会の中で討論を少しだけお話しされて、あとは別にいいです。本会議場でやるからということをおっしゃって、私はそれは違うんじゃないかということそのときにも申しましたが、今日も実は同じ発言がありました。最初はこの場で言うのはやめようと思ったけど、でもといってお話をされて、思いを述べた後にまた本会議でやるからということをおっしゃったんですけど、それありきじゃなくて、まずこの予算決算の委員会、各分科会の中でもんでもんで、それを全体の中で議会としてはどういう方向に持っていくのかというのがこの予算決算のやり方で今やってきているものだと思うんですよ。

だから、その時点で自分の思い、自分の会派の思いはこうだから皆さんどうでしょうか、もう一度考えてくださいという意味で賛成討論、反対討論をして皆さんの意見をまとめるころだと思うんですよ。でも、そこがちょっと考え方が違うんじゃないかなというふうに私は思いましたので、討論の在り方というところも今後理事会等のところで考えていただきたいというその3点ですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（松浦昌巳） 理事会に対しての今宿題もたくさんいただきましたので、また検討してまた皆さんに報告をしていきたいと思っています。

嶺岡委員。

○委員（嶺岡慎悟） 今の2点目の説明書等に関しては議会改革特別委員会のほうで行うものになっていますので、理事会ではなく議会改革特別委員会でやらせてもらいますので、一応お伝えさせていただきます。

○委員長（松浦昌巳） それでは、予算決算委員会については理事会の中でまた協議してまた皆さんに報告をしていきたいと思っています。

それこそまだ発展途上だと思いますので、これからだんだん変えて、皆さんよりよい予算決算委員会にしていきたいと思っていますので、御協力をお願いしたいと思います。

では、以上で予算決算委員会を終了します。

午前11時36分 閉会